

風しんの追加的対策に係る費用の請求支払に関するお知らせ

【令和元年度 請求受付・支払のご案内】

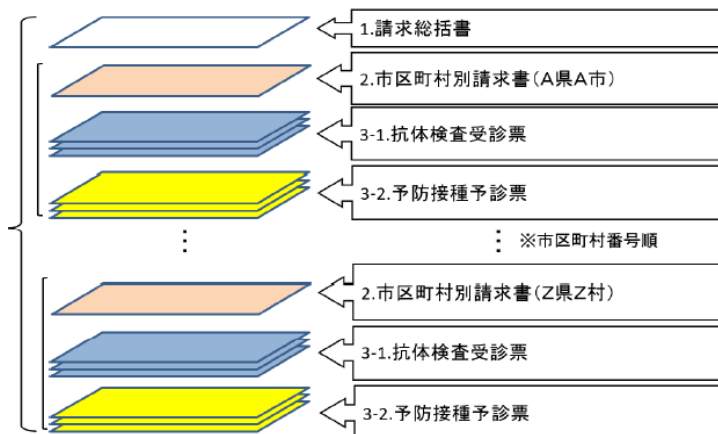
	受付締切日	支払日	備考
6月請求分 (4・5月受診分)	6月10日(月)	7月30日(火)	※受付締切日:10日(10日が土曜、日曜、祝日の場合も受付窓口を開設しております。)
7月請求分 (6月までの受診分)	7月10日(水)	8月29日(木)	
8月請求分 (7月までの受診分)	8月10日(土)	9月27日(金)	※受付窓口開設時間:午前8時30分から午後5時まで
9月請求分 (8月までの受診分)	9月10日(火)	10月30日(水)	※受付窓口:鹿児島県国保連合会 審査管理課 鹿児島市鴨池新町7番4号(鹿児島県市町村自治会館3F)
10月請求分 (9月までの受診分)	10月10日(木)	11月28日(木)	※送付される場合は、個人情報保護と事故防止のため、授受が明確となる(配達記録が残る)方法での送付に御協力ください。(毎月10日必着)
11月請求分 (10月までの受診分)	11月10日(日)	12月27日(金)	
12月請求分 (11月までの受診分)	12月10日(火)	1月30日(木)	※診療報酬請求分または、特定健診に関する請求分と同封可。
1月請求分 (12までの月受診分)	1月10日(金)	2月27日(木)	
2月請求分 (1月までの受診分)	2月10日(月)	3月30日(月)	※支払先は、原則として診療報酬又は特定健診費等の振込先として指定された口座です。
3月請求分 (2月までの受診分)	3月10日(火)	4月28日(火)	

【請求書関係書類の綴綴方法】

1. 請求総括書から台紙までをまとめて1本の紐等で綴じてください。(のり付け、ホッチキス留めは不要です)

2. 書類等の破損・紛失防止のため、台紙の添付に御協力ください。

3. 請求に関する様式等は、厚生労働省ホームページ掲載の医療機関・健診機関向け「風しんの追加的対策に係る手引き」を参照ください。



<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000494573.pdf>

【請求時の留意事項】

①月遅れ請求分(複数月の受診分)を含めて提出する場合も、請求総括書は1枚、市区町村別請求書も市町村ごとに各1枚です。

【お問い合わせ先】

鹿児島県国民健康保険団体連合会 審査管理課 調整係

〒890-0084 鹿児島市鴨池新町7番4号 鹿児島県市町村自治会館3F

TEL 099-206-1038 FAX 099-206-1085 Mail k-kanri304@kagoshima.kokuhoren.jp